

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

### 長野県条例第2号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、別に条例で定めるもののほか」を削り、「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び退職手当」に改める。

第5条中「の支給条件」を「(退職手当を除く。)の支給条件」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 常勤の職員に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事の勤続期間については、1月につき100分の80
- (2) 副知事の勤続期間については、1月につき100分の60
- (3) 前2号に規定する常勤の職員以外の常勤の職員の勤続期間については、1月につき100分の40

2 常勤の職員の退職手当については、次項から第7項までに定めるもののほか、長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の規定の例による。

3 常勤の職員が退職し、当該退職した日の属する月に、引き続き常勤の職員となった場合における当該退職した日の属する月は、当該退職に係る常勤の職員の在職期間には算入しない。

4 国家公務員から引き続いて常勤の職員となった者(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて一般職の職員となり、引き続き常勤の職員となった者を含む。)が退職し、退職の日又はその翌日に常勤の職員となったときは、その退職に伴う退職手当は、支給しない。その者が常勤の職員を退職し、退職の日又はその翌日に常勤の職員となったときも、同様とする。

5 前項に規定する者の長野県職員退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、同条第6項の規定の例により計算した国家公務員としての引き続いた在職期間及び同条第5項の規定により通算された一般職の職員としての在職期間を含むものとする。

6 前項の規定により在職期間を通算された者が常勤の職員を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に常勤の職員となったときは、引き続き在職したものとみなす。

7 前2項の規定により在職期間を通算された者が退職した場合における退職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 国家公務員を退職した日(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて一般職の職員となり、引き続き常勤の職員となった者にあつては、一般職の職員を退職した日)に受けていた給料月額及びその者の職員としての引き続いた在職期間から常勤の職員として在職していた期間を除算した期間を基礎として、一般職の職員の退職手当の例により計算して得た額
- (2) 常勤の職員として在職していた期間ごとに、それぞれ常勤の職員を退職した日に受けていた給料月額及び当該在職していた

期間を基礎として、第1項の規定により計算して得た額の合計額

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則に次の2項を加える。

(常勤の職員の給料月額の特例)

- 3 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間における常勤の職員の給料月額は、別表第1の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額及び第5条の2第1項に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

職名	給料月額
知事	945,000円
副知事	832,000円
出納長	728,000円
地方公営企業の管理者	728,000円以内において任命権者が定める額
教育長	728,000円以内において任命権者が定める額
人事委員会の常勤の委員	599,200円以内において任命権者が定める額
常勤の監査委員	680,000円以内において任命権者が定める額

(議会の議員の報酬の特例)

- 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における議会の議員の報酬の月額は、別表第2の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、第10条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬の額については、この限りでない。

職名	報酬
議長	832,000円
副議長	773,500円
議員	765,000円

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

人財活用チーム

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

### 長野県条例第3号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条の3」に改める。

第2条第2項中「(教育長を除く。以下同じ。)」を削る。

第2条の2中「から第5条の2まで」を「及び第6条の5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者及び死亡した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「額は、その者の給料月額(」を「基本額は、」に、「給料月額をいう。この場合において、その者」を「給料の月額(職員)に、」とする。以下同じ)を「。以下「給料月額」という)に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「の額」を「の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「20年以上」を「11年以上」に、「者又は」を「者又は25年未満の期間勤続し、」に改め、「、25年以上勤続して退職した者(次条に規定する事由により退職した者を除く。)」を削り、「額は、その者の給料月額」を「基本額は、退職日給料月額(退職又は死亡の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「額」を「基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条第1項中「受けて」を「受けて退職した者又は勤務公署の移転により」に、「額は、前条第1項の規定により計算した額に100分の120を乗じて得た額」を「基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「額」を「基本額」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを削る。

第5条の2を次のように改める。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職し、又は死亡した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月

額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職し又は死亡したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第2条第2項、第7条の2第4項又は第13条の規定に該当するものを除く。)又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する国等の職員若しくは同条第6項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職又は死亡の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する国等の職員又は同条第6項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国等の職員としての引き続いた在職期間

(3) 第7条第6項第1号に規定する引き続いて職員となつた者の同号に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間

(4) 第7条第6項第2号に規定する場合における先の特定地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第7条第6項第3号に規定する場合における先の特定地方公務員又は国家公務員としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員又は国家公務員としての引き続いた在職期間

(6) 第7条第6項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び特定地方公務員としての引き続いた在職期間

(7) 第7条第6項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

(8) 第7条第6項第6号に規定する引き続いて職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き

続いた在職期間及び特定地方公務員としての引き続いた在職期間	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(9) 第7条第6項第7号に規定する引き続いて職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間 (10) 第7条第7項に規定する場合における先の特定地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員としての引き続いた在職期間 (11) 第7条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
(12) 第7条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間 (13) 第7条の2第3項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、特定地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間 (14) 第7条の2第3項第2号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
(15) 第7条の2第3項第3号に規定する場合における特定地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間 (16) 第7条の2第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間 (17) 第7条の2第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、特定地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
(18) 第7条の2第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間 (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会が定める在職期間 第5条の3を第5条の4とし、第5条の2の次に次の1条を加える。 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)	第5条の2第1項第2号のイ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職し又は死亡したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第5条の3 第5条第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものを除く。)のうち、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職手当の基本額の最高限度額)」を付し、同条中「の額」を「の基本額」に、「、その者の給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。 第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号のイに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。 (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額		

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号のイに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額  
 第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号のイ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号のイ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号のイ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号のイ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年と退職又は死亡の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号のイに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者及び死亡した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他知事が人事委員会と協議して定める団体(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人その他の団体(退職手当(これに相当する手当を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又は法人その他の団体の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又は法人その他の団体に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又は法人その他の団体に使用される者としての在職期間はなかつたものとする)と定められているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の規定に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。))のうち人事委員会が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円

(5) 第5号区分 25,000円  
 (6) 第6号区分 20,850円  
 (7) 第7号区分 16,700円  
 (8) 第8号区分 零

2 退職し、又は死亡した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度合に関する事項を考慮して、人事委員会が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職し、又は死亡した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職し、又は死亡した者でその勤続期間が4年以下のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職又は死亡の日におけるその者の給与月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270  
 (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360  
 (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450  
 (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「給与月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

第7条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定による在職期間のうちに、休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数とし、育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数とする。)を前2項の規定により計算した退職期間から除算する。

第7条第8項中「第4条」を「第4条第1項」に、「よる退職手当」を「より退職手当の基本額」に改め、同条第9項中「第5条第4項、第5条の2」を「前条」に、「よる」を「より」に改め、同条第10項を削り、同条第11項中「よる」を「より」に改め、同項を同条第10項とする。

第7条の2第7項中「前条第3項に規定する」を削り、「同条第

1項」を「前条第1項」に改める。

第7条の3の見出し中「特別職の職員等」を「一般職の職員」に改め、同条第1項中「次の各号に掲げる者」を「任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて一般職の職員となつた者(知事が人事委員会と協議して指定する者を除く。)」に改め、同項後段及び各号を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第8条に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で人事委員会が定めるもの

第12条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項及び第5項並びに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第13項中「第3条から第5条までの」を「第2条の3の」に、「第3条から第5条まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第14項中「(25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「退職手当又は」を「退職手当(25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当を除く。)」又は」に改める。

附則第15項第1号中「第3条から第5条まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第16項中「の者が」を「であり、かつ」に、「場合には、第5条の規定に該当する場合のほか」を「もの(第5条第1項に規定する者を除く。)」に対する退職手当の基本額は」に、「同条」を「同条から第5条の3まで」に、「よる退職手当を支給することができる」を「より計算して得られる額とする」に改める。

附則第17項中「20年」を「11年」に改める。

附則第23項中「の額」を「の基本額」に、「第5条」を「第5条の3」に改める。

附則第24項中「第4条」を「第3条第1項」に、「の額」を「の基本額」に改める。

附則第25項中「の額」を「の基本額」に改める。

附則第30項を次のように改める。

30 平成17年1月1日から平成20年3月31日までの間に、5年以上勤続し、かつ、35歳以上の年齢で退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものに限る。)に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条及び第6条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え

るものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	という。)	という。)及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条第1項	同じ。)	同じ。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、

第5条の2第1項第2号のイ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	附則第30項の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2	これらの	同項の規定により読み替えて適用する同条の
	第5条の2第1項の	附則第30項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号のイ	附則第30項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号のイ
第6条の2	同項の	附則第30項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号のイ	附則第30項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号のイ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該附則第30項の規定により読み替えて適用する同号のイに掲げる割合

附則第31項中「第5条第2項」を「第5条の3」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 32 退職した者の基礎在职期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職し又は死亡することによりこの条例による改正後の長野県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職し又は死亡した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職し又は死亡したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の長野県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第6条、附則第23項から附則第25項まで、附則第30項及び附則第31項、附則第9項の規定による改正前の長野県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年長野県条例第46号。以下この項及び第4項において「条例第46号」という。）附則第2項、附則第10項の規定による改正前の長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年長野県条例第29号。以下この項及び第4項において「条例第29号」という。）附則第5項から附則第7項まで及び附則第9項並びに附則第11項の規定による改正前の長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年長野県条例第60号。以下この項及び第4項において「条例第60号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第23項から附則第25項まで、附則第30

項及び附則第31項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第46号附則第2項、附則第10項の規定による改正後の条例第29号附則第5項から附則第7項まで及び附則第9項並びに附則第11項の規定による改正後の条例第60号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の2第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在职期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在职期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職し又は死亡した場合における当該退職又は死亡による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職し又は死亡したものとし」とあるのは「職員として退職し又は死亡したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会が定める額」とする。

- 4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職し又は死亡した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職又は死亡の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条まで、第6条、附則第23項から附則第25項まで、附則第30項及び附則第31項、附則第9項の規定による改正前の条例第46号附則第2項、附則第10項の規定による改正前の条例第29号附則第5項から附則第7項まで及び附則第9項並びに附則第11項の規定による改正前の条例第60号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職し又は死亡した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職し又は死亡した者でその勤続期間が25年以上のもの  
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）  
ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額  
イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職し又は死亡した者でその勤続期間が24年以下のもの  
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）  
ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額  
イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職し又は死亡した者でその勤続期間が24年以下のもの  
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）  
ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額  
イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職し又は死亡した場合における当該退職又は死亡による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会が定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第3号）の施行の日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる規定	読み替える字句
第6条の4第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第6条の4第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

（長野県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 長野県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「以下「改正後の条例」を「昭和28年長野県条例第67号。以下この項において「退職手当条例」に、「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号から第4号まで中「改正後の条例」を「退職手当条例」に改め、同項第5号中「改正後の条例第6条の規定に該当」を「退職手当条例第6条又は第6条の2の規定に該当」に、「改正後の条例第6条の規定により計算」を「退職手当条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算」に改める。

附則第3項中「改正後の条例」を「この条例による改正後の長野県職員退職手当条例（以下「改正後の条例」という。）」に改める。

（長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

10 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「適用日に新条例」を「適用日に長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号。以下この項から附則第9項まで及び附則第14項において「退職手当条例」という。）」に、「以後に新条例」を「以後に退職手当条例」に、「新条例」を「退職手当条例」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「又は新条例」を「又は退職手当条例」に、「（新条例）を「（退職手当条例）に、「の額」を「の基本額」に、「第5条まで」を「第5条の3まで」に改め、「改正後の」を削る。

附則第6項中「新条例第4条」を「退職手当条例第3条第1項」に、「の額」を「の基本額」に、「改正後の」を「第5条の2並びに」に改める。

附則第7項中「新条例第5条」を「退職手当条例第5条」に、「の額」を「の基本額」に、「及び改正後の」を「から第5条の3まで及び」に改める。

附則第9項中「改正後の」を削り、「新条例第3条から第5条まで及び第6条」を「退職手当条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に、「と新条例」を「と退職手当条例」に改める。

附則第14項中「新条例第3条から第5条までの」を「退職手当条例第2条の3及び第6条の5の」に、「新条例第3条から第5条まで及び第6条」を「退職手当条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、「改正後の」を削り、同項第1号中「新条例第3条から第5条まで及び第6条、改正後の」を「退職手当条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、」に改める。

（長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

11 長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第4条」を「第3条第1項」に、「額は、同条」を「基本額は、同項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

13 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第3項及び第7条第3項」を「第5条第3項及び第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する長野県職員退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、一般の派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。